

第二種特定工作物の開発区域	法4条13項
---------------	--------

◎ 適用除外編第2章第4節

第二種特定工作物に該当する運動・レジャー施設等の改造、増設等に伴う開発区域は、区画形質の変更に係る部分とする。

したがって次の例でいえば、Bが開発区域となり、②、④、⑥の場合は開発区域が1ヘクタールを超えるため、第二種特定工作物として開発許可が必要となる。

(例) A：既設部分

B：運動・レジャー施設等の改造、増設等の区画形質の変更に係る部分

		A・Bの面積	開発許可の要・不要
①		A < 1 ha B < 1 ha	不要
②		A < 1 ha B ≥ 1 ha	要
③		A ≥ 1 ha B < 1 ha	不要
④		A ≥ 1 ha B ≥ 1 ha	要
⑤		A ≥ 1 ha B < 1 ha	不要
⑥		A ≥ 1 ha B ≥ 1 ha	要

※ ①～④については、既設部分(A)にBの区域を増設する場合である。
⑤、⑥については、既設部分(A)の一部(B)において形質の変更を行う場合であり、Bの部分のみが開発区域となる。